

## 越中における産児制限の歴史と子育て意識の変容(Ⅱ) —公事方記録に見る加賀藩の子殺しと捨子の実態から—

立浪澄子

(富山女子短期大学)

はじめに

江戸時代の一般民衆が抱いていた子育て意識とどのようなものであったのか。特に当時の人口の大多数を占めていた零細農民は、その子と子育てについてどんな意識を持っていたのか。それらは、多くがその子孫である現代日本人の子育て意識とどのように繋がりうるのか。このようないくつかの問題意識に支えられて、墮胎・間引を共通の視座とする全国的な共同研究を始めて2年目に入った。

文字記録も絵画さえも自らはほとんど残さなかった当時の民衆の内面は今もって杳としている。今回は加賀藩における子殺し・捨子対策と、子殺し・捨子が発覚したために捕らえられ、酷刑に処せられた人々の公事方記録を通して、課題の一端にせまりたい。

## 一、加賀藩の子殺し・捨子の実態とその対策

加賀藩には、一般に墮胎・間引の常習はなかったとされている。いまのところ、藩政史を見ても、独自の墮胎・間引禁令や対策も見出されない。ただ子殺しと捨子については、近世全般にわたってその事例が散見されるほか、塚本学氏<sup>註1</sup>も指摘されるように、その違反者処刑の厳しさがきわだっている点で注目すべきものがある。(註1『生類をめぐる政治』1983)

加賀藩の子殺し・捨子の処罰例をまとめて知る得るものとしては、まず『何書御指令留』(金沢市立図書館蔵)がある。この史料によれば、寛文四年(1664)から宝永二年(1705)までの約40年間に36件の磔刑が執行されているが、そのうち1件が「賃子」—いわゆる貰い子殺しによるもの、7件が捨子ないし「育兼候<sup>註2</sup>殺」という子殺しによるものであった。

さらに時代を下って、『寛政度御刑法帳』(金沢市立図書館蔵)によれば、万治三年(1660)から寛政五年(1793)の約百三十年間に子殺しが9件、捨子が11件、折檻による死亡(うち1件は夜間戸外に出し置いたため狼に食い殺された例)が5件記録され、子殺し・捨子は2件が梟首、3件が斬罪のほかはすべて磔刑となっている。また折檻による死亡の場合、禁牢1件のほかはすべて斬罪となっている。(ただし、このうち子殺し3件・捨子3件は『何書御指令留』にすでに記録されているものである。)表1参照

これらの記録から見ると、加賀藩では、子殺しはもちろん捨子の場合においても、当事者は原則として磔刑であり、ときには家族も連座を免れ得なかったということがわかる。これらの処置は、たとえば『御仕置裁許帳』に見る江戸の例と比較した場合、実子か否か、あるいは子の生存の是非に関係なく、わずかな例外を除いて、ほぼ一律に磔刑を適用するなど、はるかに徹底している。以後、加賀藩においては、子殺し・捨殺は磔刑、捨てたけれども子が拾い上げられた場合は梟首と慣例化され、引き継がれていく。

また単に法制面だけでなく、行政面においても、加賀藩の子殺し・捨子対策は強化され組織化されていく。たとえば、元禄三年(1690)の捨子禁令のあと、捨子を発見した場合には報告書を出させ、養子希望者からは証文を取り、その後死んだ場合にも報告させるなど、その処置は厳格をきわめている。さらに元禄六年(1693)四月、藩は捨子防止のため五人組の制度を設け、懐胎女の監視、子の生死の確認・肝煎への届出、記録の作成なども命じている。この記録のうち現存する『元禄六年四月捨子仕間敷縮帳』(新川郡・六郎谷村、『立山町史』)によれば正徳三年(1713)までの約20年間に、戸数わずか5軒の村でも8人のこどもが生まれたことが記録されているなど、捨子取締は末端までかなり浸透していたと言えよう。

また藩自体も、江戸・本郷の藩主前田邸の前の捨子を再三にわたって収容したり、安永九年(1780)以後、同時に三子を産んだ者には扶持を給するなどの積極的方策を講じたりして、率先して範を垂れている。

しかしその後も捨子は跡を絶たなかった。貰い子殺しで磔刑になった女の例(文化三年1806)や、馴染の女が産んだ子を松の木の根元に埋めたため同じく磔刑になった男の例(文化十年1813)だけでなく、新川郡内でも、当時の郡奉行の記録『高島厚定旧記帳』(富山県立図書館蔵)によれば、安永8年(1779)~天明7年(1787)の間に4件の捨子が記録されている。

## 二、加賀藩の子殺し・捨子例にみる近世民衆と支配者のこども観

加賀藩の子殺しや捨子の記録、あるいはその対策を概観して気がつくことの一つは、まず「捨子」の概念

表1 近世・加賀藩公事方記録に見る子殺し・捨子の例

番号	年代	子殺し・捨子人とその居住地	子との関係	性別	年齢	捨てた場所及び方法	子殺し・捨子の理由	刑罰	出典
1	貞享元年	後伝馬町日用取妻	賃子	不明	不明	川へ流す、または撲殺	附銀取り	磔	1 2
2	元禄二年	泉野 百姓とその妻	貰い子	不明	不明	侍方裏門に捨てる(生存)	附銀取り	梟首	②
3	元禄四年	不明 浪人小者妻	実子	女	二歳	侍方門前に捨子、後押殺後品中に捨置	不明	磔	1 2
4	元禄五年	能登国、下人	実子	女	不明	畠に捨てる(生存)	育兼	磔	②
5	元禄八年	石川郡、ざるふり	孫	女	不明	町内に捨てる(生存)	母は乳母奉公、賃子(月六匁)の金が概かす	磔	1 ②
6	元禄十年	不明 武士妻	貰い子	女	不明	村領に捨てる	附銀取り(五匁)	磔	1 ②
7	元禄十二年	射水郡、嬬女	実子	男	十歳	川へ押込	障害児?難渋に而育兼	磔	1 2
8	元禄十五年	砺波郡 下女	実子	女	不明	川へ沈め殺す	難育	磔	1
9	元禄十六年	泉野 寺小者	実子	女	四歳	古井戸に捨てる	養家先から返され養育できず	磔	1 ②
10	宝永三年	河北郡、頭振	実子	女	生後	川へ捨流	不明、妻は乳母奉公	磔	2
11	宝永三年	不明 小者妻	貰い子	男	当歳	捨置、後非人小屋で養育するが、死亡	附銀取り(銀五十匁)	磔	②
12	享保元年	魚津 下人	実子	女	当歳	貸屋堀の内に捨置(生存)	不明	磔	②
13	享保五年	新川郡、下人	実子	男	当歳	川へ捨殺	不明、密通の子	磔	2
14	享保五年	不明 小者	貰い子	女	不明	押殺後川へ流す	附銀取り(十九匁)	磔	2
15	享保八年	射水郡 寺小者	実子	女	当歳	百姓家裏に捨置、捨られるのを確認	不明、密通の子	斬罪	②
16	享保九年	魚津 紺屋	実子	不明	赤子	宮林の内へこもを敷き、はたこに包み捨置	不明、密通の子	斬罪	②
17	寛延元年	新川郡 頭振	貰い子	男	二歳	捨置(生存)	附銀取り(二貫五百文)	梟首	②
18	宝暦七年	射水郡、頭振倅	実子	女	三歳	川へ捨殺	不明、妻は乃者は被屋のため難育	磔	2
19	明和六年	羽咋郡 百姓妻	先妻の子	男	八歳	膝の下へ敷物、燧火箸を以て両足貫等殺、川へ埋め賜うとして長持へ入れ置く	いつけを聞かなかった?	磔	2
20	明和元年	不明 流浪者	実子	男	二歳	明番小屋に捨置、	妻死亡、奉公のじゃま	斬罪	②
21	天明五年	射水郡、娘と獵師妻	貰い子	不明	不明	海へ捨てる	附銀取り(一貫文)	磔	2

出典 1 何書御指令留(三)宝永元年(1704)

加越能文庫

2 寛政度御刑法帳(一)寛政5~12年(1793~1800)? 加越能文庫 (無印-子殺し、○印-捨子)

に2種類あるということである。一つは川や海に投げ捨てたような場合、いわゆる「捨殺」の例であり、もう一つは門前や村はずれにこっそり置いてくる場合、いわゆる「捨置」の例である。後者の場合、運がよければ発見され拾い上げられる場合も考えられよう。しかし川へ投げ捨てられたような場合、通常は幼い子どもの生存は不可能である。したがって、川への捨子はそのまま子殺しと同義であった。そして加賀藩の場合、子殺しの方法は圧倒的に川への捨子が多かったのである。

第二に、加賀藩においては(加賀藩においても、というべきか)子殺し、捨子への刑罰が相対的に重かったとはいえ、それはたとえば捨馬(病気の馬を捨てること)の罪と同列のものであったことである。

従来、間引の方法と言えば「産所での圧殺」が主であった。したがって、間引はいちおう意図的・計画的産児制限としてみることができると思うが、川への捨子の場合、始めから「不育」の意図があったとは断定

できない場合が多い。この点があいまいではあるが、拾われることをまったく期待しない捨子の例は、捨子の問題を考える場合、重要な視点ではないだろうか。従来は、捨子は間引と一線を画し、子殺しではなく、拾われることを期待した子育て放棄とのみ見なされる場合が少なくなかったのである。

柳田国男が指摘している棄児の儀式的例は、富山県においては、五位山村沢川(現・西砺波郡福岡町沢川)、隣村の坪池村(現・氷見市坪池)などに昭和初期まで残っていたということだが、これなどはもしかしたら、普通は拾われることなどほとんど期待できなかったからこそ、運よく拾われた捨子の強運にあやからうとした親の願いを体現したものではなかっただろうか。

しかし、捨子取締が「生類憐れみの令」をきっかけに始まっていることに示されるように、当時の支配者にとっては、人間の命が牛馬とまったく同列に置かれていることがはたして民衆の意識にはどのような影響を与えたのか、関心のあるところである。(注:1871年明治4年)